

一般財団法人 国際建設技能振興機構
定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は一般財団法人国際建設技能振興機構(以下「本機構」という。)と称する。英文では Foundation for International Transfer of Skills and Knowledge in Construction (略称 FITS) と表示する。

(事務所)

第 2 条 本機構は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本機構は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本機構は、我が国及び世界各国の産業の振興と持続的な経済発展に寄与するため、我が国の建設分野をはじめとする技術・技能・知識を習得し又は実践しようとする各国の人材の受入れ、育成等が適正に実施されるよう必要な支援等を行うことにより、これら技術・技能・知識の円滑な移転と各国の人材育成に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 外国人技能人材(外国人技能実習生、外国人建設就労者等の我が国の技術・技能・知識の習得又は実践を行う者をいう。以下同じ。)の適正な送出し及び受入れに関する情報の収集・提供、支援
- (2) 外国人技能人材受入れ事業の適正な推進に関する指導、助言
- (3) 外国人技能人材の技術・技能・知識の円滑な習得に関する支援
- (4) 外国人技能人材の雇用・安全衛生・健康等に関する母国語による相談、助言
- (5) 外国人技能人材の受入れ・育成に関する研修・セミナー等の開催

- (6) 外国人技能人材の受入れ・育成に関する広報・啓発
- (7) 外国人技能人材に関する海外での研修、技能審査等の実施
- (8) 外国人技能人材に関する職業紹介事業の実施
- (9) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外で行うものとする。

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の抛却)

第5条 設立者の名称及び住所並びに設立者が抛却する財産及びその価額は、別表1のとおりとする。

(基本財産)

第6条 本機構の目的である事業を行うために不可欠な別表2の財産をもって、基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本機構の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本機構の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を

受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に定時評議員会の開催日の2週間前から5年間、従たる事務所に定時評議員会の開催日の2週間前から3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第10条 本機構は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 本機構に、評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は本機構又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、

最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び活動計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 理事会で評議員会に付議することを決議した事項
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時評議員会は、事業報告及び決算の承認を受けた理事会の後、第9条第3項の備え置きを行った日から14日以上経過した後に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

3 定時評議員会の招集の通知においては、理事は、前1項の事項のほか、理事会にて承認を受けた貸借対照表及び活動計算書（附属明細書を含む）及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 理事及び監事の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者別に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(評議員会規則)

第25条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第6章 役員

(役員)

第26条 本機構に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長並びに専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 本機構の各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 監事は、本機構又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本機構を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本機構の業務を分担執行する。

3 理事長並びに専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第32条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って

算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本機構の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本機構との取引
- (3) 本機構がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本機構とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の一部免除)

第34条 本機構は、理事及び監事の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本機構は、外部理事及び外部監事との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本機構の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長並びに専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(開催)

第37条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 一般法人法第197条において準用する同法第93条第2項に基づき、理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般法人法第197条において準用する同法第101条第2項に基づき、監事から理事長に対し、理事会招集の請求があったとき。
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び前条第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第39条 理事会を招集する者は、理事会の開催日の7日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第28条第3項に規定する報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(理事会規則)

第45条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第46条 本機構の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人又は法人を賛助会員とする。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、変更することができる。

2 本機構の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第48条 本機構は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 本機構は、基本財産の滅失その他の事由による本機構の目的である事業の成功の不能その他法令に定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第50条 本機構が清算をする場合において有する残余財産は、評議員

会の決議により、本機構と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 51 条 本機構の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第 11 章 公告

(公告)

第 52 条 本機構の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補足

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、本機構の運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

改正後の定款は、令和 8 年 6 月 22 日から施行する。

ただし、改正後の第 9 条、第 16 条及び第 19 条の適用について、令和 10 年 4 月 1 日前に開始する事業年度までは、これによらず改正前の定款（従前の会計基準）を引続き適用することができるものとする。

以 上